



沖高医管第55号  
平成22年6月30日

沖縄県医師会会長 様

沖縄県後期高齢者医療広域連合  
連 合 長 島 袋 俊 夫



### 長寿医療（後期高齢者医療）被保険者証等の年度切り替えについて

長寿医療（後期高齢者医療）制度の運営につきましては平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、被保険者証等の年度切り替えに伴い、旧被保険者証及び旧限度額適用・標準負担額減額認定証が8月から使用できなくなります。

今年度の被保険者証の色は、従前と変わらずボタン（ピンク）色を使用することとなり「被保険者証」の有効期限の確認が必要となります。つきましては、各医療機関等におきまして混乱が生じないよう、業務多忙中恐れ入りますが、周知について御協力よろしくお願い致します。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』をすでにお持ちの方は、年度切り替えにより、再度の申請が必要となります。又、長期入院該当（※）になる方については申請により、入院時の食事代を減額することができますので、切り替え申請と併せて入院患者様とそのご家族様へ周知していただきますよう、御協力の程よろしくお願い致します。

#### 長期入院該当（※）

区分（低所得）Ⅱの『限度額適用・標準負担額減額認定証』を交付されている被保険者で、その認定期間中、過去12カ月以内に90日を超える入院をされている方は、再申請によって食事代が210円から160円になります。

#### 【資料】

1. 被保険者証切り替えポスター
2. 限度額適用・標準負担額減額認定証広報ポスター

#### 〔問合せ先〕


沖縄県後期高齢者医療広域連合  
管理課資格グループ 玉城  
TEL 098-963-8012  
FAX 098-964-7785

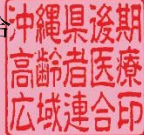
長寿(後期高齢者)医療制度 被保険者の皆様へ

平成22年  
8月から

# 被保険者証が 切り替わります

有効期限が  
平成23年7月31日  
となります

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 <b>平成22年7月31日</b>	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	うるま市石川石崎一丁目1番
氏名	長寿 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成21年 8月 1日
一部負担金の割合	1割または3割
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 <b>平成23年7月31日</b>	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	うるま市石川石崎一丁目1番
氏名	長寿 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成22年 8月 1日
一部負担金の割合	1割または3割
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 

※被保険者証の色は変わりません。

- ◎新しい被保険者証は、7月下旬までに、お住まいの市町村から郵送又は窓口等で交付します。
- ◎8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を見せてください。
- ◎被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。



長寿(後期高齢者)医療制度についてのお問い合わせは、お住まいの市町村または沖縄県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。



長寿（後期高齢者）医療制度 被保険者の皆様へ

# 限度額適用・標準負担額減額認定証 のお知らせ

## ◆限度額適用・標準負担額減額認定証とは

長寿（後期高齢者）医療制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

## ◆入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額 (入院時の1食あたりの食事代)	
区分(低所得)Ⅰ	15,000円	100円	
区分(低所得)Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に90日を超える入院(長期入院該当)※	160円

※「限度額適用・標準負担額減額認定証[区分(低所得)Ⅱ]」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象になります。

長期入院該当になる方は、再度申請が必要になりますので、入院日数が分かる書類などを持参し、市町村窓口で申請して下さい。



## ◆該当する方

**区分(低所得)Ⅰ** 世帯員全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方(年金の控除額を80万円として計算)

**区分(低所得)Ⅱ** 世帯員全員が住民税非課税の方[区分(低所得)Ⅰに該当する方を除く]

## ◆すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は**7月末日**です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要となります。

## ◆手続き方法

**申請した月の初日から適用**となります。**該当すると思われる方は**、お住まいの市町村で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

## ◆申請に必要な物

- ◆後期高齢者医療被保険者証 ◆印鑑
- ◆限度額適用・標準負担額減額認定証（すでにお持ちの方）等

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成22年 8月 1日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	うるま市石川石崎一丁目1番
被保険者氏名	長寿 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
有効期日	平成22年 8月 1日
有効期限	平成23年 7月31日
適用区分	区分Ⅰまたは区分Ⅱ
長寿入居 認定年月日	保険 番号
保険者番号 並びに保険 者印と有効 期日	3:9:4:7 0:0:0:0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合

長寿（後期高齢者）医療制度についてのお問い合わせは、お住まいの市町村または沖縄県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。